

上天草市一般会計決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)が
充てられた社会保障施策に要する経費について

参 考

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%(標準税率)へ引き上げられたことに伴い、消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和5年度上天草市普通会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分)交付額	333,130千円
【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策 に要する経費(一般財源)	4,169,046千円

(単位:千円)

区分	目的別	令和5年度 決算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民生費	①社会福祉費	1,984,635	532,826	384,033	24,000	42,267	1,001,509	80,026
	②老人福祉費	1,688,840	31,600	145,118	16,300	83,686	1,412,136	112,837
	③児童福祉費	2,024,195	826,275	329,283	75,300	69,623	723,714	57,829
	④生活保護費	386,231	278,109	1,456	0	5,573	101,093	8,078
	小 計	6,083,901	1,668,810	859,890	115,600	201,149	3,238,452	258,770
衛生費	⑤保健衛生費	1,224,434	107,816	23,731	34,500	127,793	930,594	74,360
合 計		7,308,335	1,776,626	883,621	150,100	328,942	4,169,046	333,130

- ①社会福祉費では、重度心身障がい者医療費助成事業、自立支援給付事業、国民健康保険事業繰出金の事業を実施しています。
- ②老人福祉費では、老人保護措置経費、地域介護・福祉空間整備事業、介護保険事業繰出金の事業を実施しています。
- ③児童福祉費では、子ども医療費助成事業、児童手当・児童扶養手当、私立保育園経費等の事業を実施しています。
- ④生活保護費では、生活保護扶助費、就労自立給付金事業等の事業を実施しています。
- ⑤保健衛生費では、各種健診事業、予防接種事業、母子保健事業等の事業を実施しています。